（品質の管理）

第二十六条　法第三十四条の十三第三項に規定する内閣府令で定める業務の遂行に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

二　［略］

三　業務を担当する社員その他の者の選任

四　人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分（次に掲げる事項を含む。）

イ　社員の報酬の決定に関する事項

ロ　社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

五　［略］

六　業務に関する情報の収集及び伝達

七　前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

八　前各号に掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

九　前各号に掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下この号において「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

十　第一号から第八号までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

（貸借対照表）

第三十条　［略］

［2～10　略］

11　次に掲げるものその他資産、負債又は社員資本以外のものであっても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、評価・換算差額等として純資産に計上することができる。

一　［略］

二　ヘッジ会計（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十八号に規定するヘッジ会計をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段（同号に規定するヘッジ手段をいう。）に係る損益又は評価差額

三　［略］

（説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項）

第三十九条　法第三十四条の十六の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（無限責任監査法人にあっては、第五号ロからホまでに掲げる事項を除く。）とする。

一　業務の概況に関する次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　業務管理体制の整備及び業務の運営の状況に関する次に掲げる事項

(1)　［略］

(2)　登録上場会社等監査人でない場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

(3)　登録上場会社等監査人である場合には、第九十三条各号に掲げる事項

(4)　［略］

（品質の管理）

第二十六条　［同上］

一　業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保

二　［同上］

三　業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

［号を加える。］

四　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（貸借対照表）

第三十条　［同上］

［2～10　同上］

11　［同上］

一　［同上］

二　ヘッジ会計（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定するヘッジ会計をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段（同号に規定するヘッジ手段をいう。）に係る損益又は評価差額

三　［同上］

（説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項）

第三十九条　法第三十四条の十六の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（無限責任監査法人にあっては第五号ロからホに掲げる事項を除く。）とする。

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（独立性の保持のための方針の策定、社員の報酬決定に関する事項並びに社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項を含む。(5)において同じ。）

［加える。］

(3)　［同上］